



飛鳥浄御原宮に比定される宮

天武天皇の実像(1)

—多元史観から位置づける天武—



筑紫筑紫宮の放生会

- 1、天武の「吉野の歌」と『詩経』の「淑人」
- 2、壬申の乱以降も「政治の中心は依然筑紫にあった」
—倭京・飛鳥浄御原宮・飛鳥寺・小郡宮の実像—
- 3、『書紀』編者の盗用手法
 - ①「飛鳥浄御原宮律令」制定は「天武」でなく、筑紫小郡宮での伊勢王の事績
 - ②「跪礼・匍匐礼廃止、立礼採用」は「天武」でなく伊勢王の事績
 - ③殺生禁断と放生会を始めたのは「天武」でなく利歌彌多弗利

『書紀』年号・九州年号「34年繰り下げ」対照表

西 歴	天 皇 号	九州 年号	西 歴	天 皇 号	九州 年号
672		1	638		10 僧 4
673	天	2	639	舒	11 要 5
674		3 白	640	明	12
675		4 15	641		13
676		5 16	642	皇	1 命 3
677		6 17	643	極	2
678		7 18	644		3 長 5
679		8 鳳	645		1
680	武	9 20	646	大	2
681		10 21	647	孝	3
682		11 22	648	化	4 常 2
683		12 23	649		5 3
684		13 朱	650		1 色 4
685		14 雀	651	徳	2
686		朱鳥	652		3
687		1	653	雉	4
688		2 朱	654		5 白 3
689		3 4	655		1 4
690	持	4 5	656		2 5
691		5 鳥	657	齊	3 雉 6
692		6 7	658		4 7
693	統	7 8	659		5 8
694		8 9	660	明	6 9
695		9 大	661		7 白 1
696		10 2	662	天	1 2
697		11 化	663	智	2 鳳 3



大海人の佐賀吉野行程



寺院と政庁を兼ねた上岩田遺跡 (7世紀中葉—筑紫小郡宮か)



種子島から5千里・400kmにあった「倭京」

天武の「吉野の歌」と『詩経』の「淑人（しゅくじん・よきひと）」

なぜ万葉27番歌で、唐の使節に「淑人」の用語が用いられているのか

淑き人のよしとよく見てよしと言ひし 吉野よく見よ多良人よく見

〈前回〉壬申の乱で天武が逃れたのは「奈良吉野」でなく「九州佐賀吉野」。筑紫都督や唐の駐留使節・軍の支援を得る目的で、万葉25番・27番・244番は「太宰府から有明海に駐留する唐の使節に会いに行く途上で歌われたもの」だった。その中で「唐の支援を取り付けた天武の喜びの歌」と考えられる27番歌で、**唐の使節（郭務悰*）をなぜわざわざ意味の取りにくい「淑人」と表現したのか理解しづらい。**

（25番）み吉野の耳我の嶺に 時なくぞ雪は降りける 間無くそ 雨は降りける その雪の時じきがごと その雨の間なきがごと 隈もおちず 思ひつつぞ来しその山道を

（244番）み吉野の御船の山に立つ雲の常にあらむとわが思はなくに*壬申の乱直前の『書紀』天武元年（672）3月己酉（18日）に、内小七位阿曇連稻敷を筑紫に遣し、天皇の喪を郭務悰等に告ぐ。5月壬寅（12日）に、「甲冑弓矢を以て郭務悰等に賜ふ。是の日に郭務悰等に賜ふ物は、総合（すべて） 緇一千六百七十三匹・布二千八百五十二端・綿六百六十六斤。」とあることから**郭務悰等が筑紫にいたことが分かる。**



郭務悰を「淑人」と呼ぶ「典拠」が中国の漢籍にあった

（27番）淑き人のよしとよく見てよしと言ひし 吉野よく見よ多良人よく見 淑人乃 良跡吉見而 好常言師 芳野吉見与 多良人四来三

*「淑人（しゅくじん）」は中国語で「シュレンshūrén」徳のある善良な人、「好」は同じく「ハオhǎo」で「同意」を表す。

通説では「淑人」を「昔の高貴な人・かつて吉野に遊んだ風流の士」とか「持統・天武」などとするが、古田氏は郭務悰等とする。

⇒「淑人」が有徳の人物であることを示す漢籍に『詩経』曹風 鴉鳩（しきゅう・郭公）がある。『詩経』は、本来口承されていた詩を、春秋時代前期に孔子が約三百編にまとめ成書化したとされる中国最古の詩篇で、儒教の重要な聖典の一つとして、中国の官僚や知識人のわきまえるべき基本的な教養となっており、我が国にも奈良時代以前に伝わっていたと考えられ*、**27番歌は『詩経』曹風 鴉鳩歌を踏まえて詠まれたと考えれば、「淑人」の語が使われた深い意味を明らかにできる。**

* 大友皇子・大津皇子などの詩が収録された『懷風藻』（751）に『詩経』の影響が見えることから、遅くとも7世紀中葉には『詩経』が伝来していたと考えられる。

天武の「吉野の歌」と『詩経』の「淑人（しゆくじん・よきひと）」

◆『詩経』「曹風 鳴鳩」鳴鳩在桑歌の淑人君子

- ①鳴鳩在桑、其子七兮。淑人君子、其儀一兮。其儀一兮、心如結兮。
- ②鳴鳩在桑、其子在梅。淑人君子、其帶伊絲。其帶伊絲、其弁伊騏。
- ③鳴鳩在桑、其子在棘。淑人君子、其儀不忒。其儀不忒、正是四国。
- ④鳴鳩在桑、其子在榛。淑人君子、正是国人、正是国人。胡不万年。

鳴鳩（しきゅう）は「郭公」で、卵を別の鳥の巣に生み育てさせる「托卵」で知られている。従って親の郭公は桑に営巣していても、その子（雛）は様々な鳥により、様々な木で育つことになる。ここでは郭公と雛を有徳の君子の師弟にたとえている。



（読み下しと意識）①鳴鳩桑に在り、其の子は七（羽）。淑人君子 其の儀、一なり 其の儀、一ならば 心結ぶが如し。
 ・郭公は桑に巣を作る。その子は七羽に分かれて育つも、有徳の君子の抱く大義は一つ。大義は一つだから、別れても心は一つの大義で固く結ばれている。（*兮（けい）は「強調の文字」で訓読では読まない）
 ②鳴鳩桑に在り、其の子は梅に在り。淑人君子 其の帯、これ（白）絲 其の帯、これ（白）絲 其の弁（冠）、これ騏（き・濃青）。
 ・郭公は桑に巣を作る。その子は梅の木に育つ。有徳の君子の帯は貴人の用いる白絹。帯は白絹。その冠は濃青。
 ③鳴鳩桑に在り、其の子は棘（きよく）（棗（なつめ））に在り。淑人君子 其の儀に違わず、其の儀に違わず 四国を正す。
 ・郭公は桑に巣を作る。その子は棘（棗）の木に育つ。**有徳の君子は大義に従う。大義に従い諸国を正しく導く。**
 ④鳴鳩桑に在り、其の子は榛（しん・ハシバミ）に在り。淑人君子 是れ国人を正す、是れ国人を正す 胡（なん）ぞ万年ならざらん。
 ・郭公は桑に巣を作る。その子は榛の木に育つ。**有徳の君子は人々を正しく導く。人々を正しく導き、万年を経ることが出来る。**



ヨシキリの巣で餌をもらうカッコウの雛

「淑人」は大義に従い諸国や民をを正しく導く者という意味

そもそもは「孔子とその弟子たち」のことを示すのか。

「桑」は「扶桑」の語に示すように「東夷の倭国」を示す言葉*。『詩経』では桑に居る鳴鳩を淑人（有徳の君子）に模しているが、**郭務悰はその「扶桑」に駐在**していた。万葉27番歌で「鳴鳩在桑」歌にのっとり郭務悰を「淑人」と呼び、**「桑の地＝扶桑」に駐留する淑人郭務悰らを「桑に在す鳴鳩」と暗喩し、「正是四国・正是国人」の大義に立っての支援を讃えた**ことになろう。「好」は郭務悰らの支援承諾を示し、「吉野よく見よ 多良人よく見」は、**その場にいた吉野人や多良人に「唐の支援を取り付けた」喜びを告げ、その証人となるよう求めた**ことを示すものだった。

*百濟禰軍（678年没）墓誌「于時（白村江敗戦後）日本餘噍拋扶桑以逋誅（日本の餘噍は扶桑に抛り誅（つみ）を逋（のが）る）」

鳴鳩 宛彼鳴鳩小雅小宛章
 朱註鳴鳩班鳩也 俗ニカウワドリ又ニムシドリ
 毛傳ニ似山鵲而小短尾青黑茶褐也多駁年
 月令ニ所謂鳴鳩其羽是也一名鷓鴣 廣雅 此鳥四月時
 分ニ鳴クノ聲 尾高ノ清ニ山谷ニ處 脚音ハ農夫カキ
 ハ豆野豆ヲ下種スル候トス俗諺ニ幽閑ナル地ヲエラニテ郭
 公ト鳴ノヨツテ采トイハス郭公ト書スル非ズリ

壬申の乱以後の天武一乱以降も「政治の中心は依然筑紫にあった」

天武が九州の郭務懐ら唐の使節と軍、筑紫都督の支援により壬申の乱に勝利したとすれば、**乱終息後いち早く行くべきは九州**の筑紫都督府と郭務懐のところとなる。これを証するのが壬申の乱以降の政治・外交記事。

壬申の乱終息後、最初の行事は「筑紫」での新羅の客金押寶（あふじち）等への饗応と、論功行賞

◆天武元年（672）9月。庚子（12日）に、**倭京に詣りて**、嶋宮に御す。壬卯（15日）に、嶋宮より岡本宮に移りたまふ。
（* **即冬に飛鳥浄御原宮に遷居す**）**11月辛亥（24日）に、新羅の客金押寶等に筑紫に饗たまふ。**
12月辛酉（4日）に、諸の有功勲しき者を選びて、冠位を増し加へたまふ。小山位より以上を賜ふこと、各差有り。壬申（15日）に、船一隻、新羅の客に賜ふ。壬未（28日）に、金押寶等罷り帰りぬ。（明日香での饗宴記事無し）
⇒「倭京」は筑紫で、嶋宮・岡本宮・飛鳥浄御原宮も筑紫であってこそ金押寶等を筑紫で応接できる。「船一隻を賜ふ」のも、論功行賞も、金押寶帰国も、乱直後の記事は全て筑紫と考えるのが『書紀』の自然な解釈

その後の外国使節は悉く「筑紫」（または難波宮）で対応され、2月に即位した飛鳥浄御原宮の影もない

◆天武2年（673）6月壬辰（8日）。**耽羅**、王子久麻芸・等を遣して朝貢る。己亥（15日）**新羅**韓阿飡金承元・等を遣して、騰極を賀びしむ。并せて、一吉飡金薩儒・等を遣して、先皇の喪を弔ひたてまつる。〈一云はく、調使といふ。〉其の送使貴干宝・を**筑紫に送る**。戊申（24日）。貴干宝等を**筑紫に饗へたまふ**。・即ち**筑紫より国に返る**。8月癸卯（20日）。**高麗**、上部位頭大兄**邯子**・等を遣して朝貢る。仍りて**新羅**、韓奈末金利益を遣はして、**高麗使人を筑紫に送る**。戊申（25日）賀騰極使金承元等、中客以上廿七人を**京に喚す。因りて大宰（*筑紫太宰）に命せて、耽羅使人に詔す・則ち筑紫より返す（*「京」は筑紫太宰府になる）**。11壬申（21日）**高麗の邯子・新羅の薩儒等に筑紫の大郡に饗へたまふ**。禄賜ふこと各差有り。

記されるのは「筑紫」ばかりで、浄御原宮どころか飛鳥も出てきません。



飛鳥浄御原宮で即位したのだから、浄御原宮での外交・饗応があって当然なのに、その記事は無く全て筑紫か難波宮。これは壬申の乱以後の政治の中心が筑紫であることを示す。⇒政務を執ったのは本当に天武か？

壬申の乱以後の天武一乱以降も「政治の中心は依然筑紫にあった」

天武2年（673）に天武が即位した「飛鳥浄御原宮」とは何か

飛鳥浄御原宮とされる飛鳥の宮



1、『書紀』で天武は「飛鳥浄御原宮」で即位したとする。

◆天武元年（672）是歳、宮室を岡本宮の南に営る。即冬に遷りて居します。是を飛鳥浄御原宮と謂ふ。天武2年（673）2月癸未（27日）、天皇、有司に命せて壇場を設けて、飛鳥浄御原宮に即帝位す。

⇒しかし、①天武は天智10年（671）に吉野に隠棲しており、また、672年の壬申乱の最中に天武が飛鳥浄御原宮を造営できるはずはない。②乱が決着したのは元年9月。「行宮」ならいざ知らず、即位の式典を挙げうる大宮の建設に着手し、年内に移転するのは不可能。＊通説は「後飛鳥岡本宮の内郭を継承しながらエビノコ郭と外郭を造営した」とするが（改造？）、それでも戦後の2～3ヶ月で造営できたとは到底思えない。従って、**記事が事実なら天武が即位した「飛鳥浄御原宮」は現在比定されている大和飛鳥の宮でない。**

飛鳥浄御原宮はそんなに早く造営出来ませんよ。



天武2年（673）と朱鳥元年（686）の不可解な2つの「飛鳥浄御原宮」記事

2、『書紀』では朱鳥改元により「飛鳥浄御原宮」と命名したとする

◆朱鳥元年（686）7月戊午（20日）元を改めて朱鳥元年と曰ふ。朱鳥、此をば阿訶美苜利といふ。仍りて宮を名づけて飛鳥浄御原宮と曰ふ。⇒「朱鳥（阿訶美苜利）」に因んだと云うが、なぜ朱鳥が飛鳥浄御原宮となるのか理解できない。岩波『書紀』注では「一種の嘉号」とするが、「嘉号」など幾らでも考えられる中で、何故「飛鳥浄御原」なのかの説明になっていない。また朱鳥改元時に「宮号を正式に決めた」とも記すが、天武元年（672）から14年も名無しの宮だったはずはなく、その間の宮の名称があったはずだが『書紀』に全く出てこないのは不自然。

天武即位後没年まで『書紀』に飛鳥浄御原宮の名はない

「飛鳥浄御原宮」にかわり頻出する「飛鳥寺」

「飛鳥浄御原宮」は即位記事以降朱鳥元年7月の「朱鳥改元」記事に見えるだけ。一方「飛鳥寺」は、6年（677）2月、8月。9年（680）4月、7月（2回）。10年9月。13年4月。14年5月、9月。朱鳥元年（684）6月の計10回。「飛鳥寺」の記事ばかりで政治の本拠の筈の「飛鳥浄御原宮」記事が無いのは不可解。⇒別にあった宮の名を天武の宮に「後付け」で命名した？ 5

本来の「倭京」と「飛鳥浄御原宮」は筑紫の「京」と「宮」だった

1運（60年）繰下げ盗用された「多禰島人の朝貢」

『書紀』では多禰島人の初の朝貢は天武6年（677）

①『書紀』で多禰島（種子島）人の初出は天武6年（677）の饗宴記事

◆天武6年（677）2月。多禰島人等に、飛鳥寺の西の槻の下に饗へたまふ。②多禰島への使者派遣は天武8年（679）、使者帰国は天武10年（681）で、「其の国の、京を去ること、五千余里、筑紫の南の海中に在り」と報告。

一方掖玖（屋久島）人の朝貢は約60年前の推古24年（616）

屋久島より九州に近く、規模も大きい「種子島」との交流開始が約「60年」後の天武（677）なのは不可解

①掖玖人の朝貢は推古24年（616）②漂着は『書紀』推古28年（620）③屋久島への遣使は舒明元年（629）④『隋書』にはこれ以前の交流も記す。◆大業4年（608）帝、寛をして之を慰撫せしむ。流求従はず。其の布甲を取りて還る。時に倭国の使來朝し、之を見て曰はく、「此れ夷邪久国人の用る所なり」といふ。⇒多利思北孤と邪久国は交流があった

多禰島から「五千余里」の「京」は筑紫・太宰府

掖玖人は『隋書』にあるから動かさない。多禰島人は無いから動かせる

律令の1里は約530mで五千余里は約2700km。「京」が大和飛鳥なら、種子島まで700～800km。短里（75～76m）でも約400kmで合わない。ところが、「京」が筑紫・太宰府なら、種子島まで約400^キと、「短里」で算定した距離と一致。677年の「1運60年」前は617年。九州年号「倭京」元年は618年で、掖玖人・多禰島人は倭京（太宰府）遷都祝賀のために朝貢し、617年に祝賀宴席に参列したとすれば、年代も距離も合理的となる。

「倭京」は筑紫太宰府。多禰島人の朝貢記事は60年前の「太宰府遷都祝賀」で、『書紀』はこれを天武紀に繰り下げ、「多利思北孤の事績」を「天武の事績」とした。そして、倭京が筑紫なら「飛鳥浄御原宮」も「飛鳥寺」も筑紫にあったことになる。



「記事移動目的」多禰島人は702年に大和朝廷に反乱。「天武から厚遇されたのにけしからん。6討伐されて当然」という『書紀』の大義づくり。

「観貨邏 (とから) 国人を饗応した飛鳥寺」は筑紫

『書紀』に「飛鳥寺」建立記事は無く、あるのは「法興寺」の建立

「飛鳥寺」は「法興寺」のこととされ、『書紀』では、「法興寺」は用明2年（587）に蘇我馬子の発願で「飛鳥の地にして法興寺を起つ」、崇峻元年（588）に法興寺を作る、崇峻5年（592）に仏塔と歩廊を起工、推古4年（596）11月に完成し慧慈・慧聰を住まわせたと記す。平城京に移転されて「元興寺」、当時の遺構は「本元興寺」と呼ばれている。

⇒飛鳥の地に造られたから「飛鳥寺」と呼ばれたとするが、『書紀』に「飛鳥寺建立記事」は無い。



創建時の法興寺の伽藍の模型。
橿原市藤原京資料室蔵藤原京
1/1000模型の一部。

『書紀』齊明3年に「筑紫に漂着した観貨邏国人」を饗応、飛鳥寺に須彌山像を造る記事がある。

- ◆白雉5年（654）4月、吐火羅國の男二人・女二人・舍衛女一人、風に被（あ）ひて日向に流れ来る。（*九州年号白雉5年656年か）
- ◆齊明3年（657）7月3日に、観貨邏國の男二人、女四人、筑紫に漂ひ泊れり。言さく、「臣等、初め海見嶋に漂ひ泊れり」とまうす。乃ち驛（はいま）を以て召す。辛丑（15日）に須彌山の像を飛鳥寺の西に作る。また孟蘭盆會（うらぼんえ）を設（まう）く。暮に、観貨邏人に饗へたまふ。

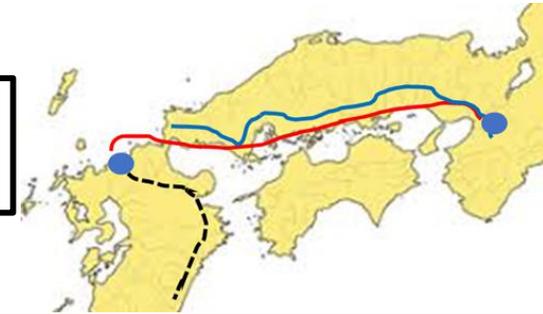
この日程では奈良飛鳥には行けない

①「観貨邏国」記事に見える地名は、日向・筑紫など全て九州。②大和—大宰府間600kmを12日で1往復（或は1往復半）する行程は無理。（7月3日筑紫⇒報告⇒大和⇒指令⇒筑紫⇒旅⇒15日大和）

◆仮に「筑紫に着いたとの報告を7月3日に大和飛鳥で受けた」としても、①大和から驛（陸路）で「招請を筑紫」に指令、②これを受け大和に出発、15日に大和で饗応するのは、行程上無理がある。まして海見嶋経由で『書紀』に見える「日向」に7月3日に漂泊したのなら、距離が伸びるうえ、報告にさらに片道が必要で一段と無理。

『書紀』の日程からわかる「観貨邏国人を饗応した飛鳥寺」は筑紫

③海路では、齊明の喪の航海では筑紫から難波まで16日かかっている。一方、九州の南部（日向）に漂泊した一行を太宰府に召したのなら行程上無理はない。これは観貨邏国人が漂泊したのは九州で、宴は筑紫で開かれたこと、飛鳥寺は筑紫にあったことを意味する。



①大和—大宰府間600kmを12日で1往復（1200km）、1日約100 km。（1往復半なら1日150km。）⇒報告と指令が出来ただけで「観貨邏人の筑紫から大和までの旅の時間」が無い。②太宰府—宮崎なら250 km、往復1日約40 km。1往復半なら約60 km

「飛鳥浄御原律令」と「筑紫小郡宮」

天武10年（681）の天武による「律令（飛鳥浄御原律令）」の制定記事

- ◆天武10年（681）2月甲子（25日）に詔して曰はく「朕、今より更（また）律令を定め、法式を改めむと欲（おも）ふ」
3月甲午（25日）に、天皇、新宮井の上に居しまして、試に鼓吹の声を発したまふ。⇒新宮の造宮記事無し、新宮は不明
- ◆天武11年（682）4月癸未（21日）に、筑紫太宰丹比真人嶋等、大きな鐘を貢り。⇒何の為の鐘か不明

34年前伊勢王即位の「常色元年（647）」の小郡宮造宮と礼法制定

- ◆大化3年・常色元年（647）是歳、小郡を壊ちて宮造る。天皇小郡宮に仰して、礼法を定めたまふ。午の時に到るに臨みて、鍾を聴きて罷れ。其の鍾撃かむ吏は、赤の巾（ちまき）を前に垂れよ。其の鍾の台は中庭に起てよ」といふ。
⇒「礼法」は律令の「令」（官衙令、開閉門条ほか）にあたる。つまり、「律令を定めよ」と詔した天武10年（681）の34年前、伊勢王即位の常色元年（647）に「令（礼法）」を作り、「小郡の新宮」の中庭に鐘楼を建てるよう命じた。そして翌648年に鐘楼に納める「鐘」が献上されたことになる。（小郡宮は寺院様式だったことが分かる）

天武11年（682）の天武の「法式・礼儀・言語」の令布告は34年前常色2年（648）の伊勢王の事績

- ◆天武11年（682）8月壬戌の朔、親王以下諸臣に令し、各法式として用ゐるべき事を申さしむ。甲子（3日）に、高麗客を筑紫に饗へたまふ。丙寅（5日）、造法令殿の内に大なる虹有り。癸未（22日）、礼儀・言語の状を詔したまふ。
⇒「造法令殿」は不明とされるが、34年前の常色2年（648）であれば、前年に制定を命じ「小郡宮」の「造法令殿」で制定作業が行われていた礼法が完成し、公布されたことになる。「虹」は礼法（律令）の制定を祝賀する吉兆として記される。

- 問題1「小郡新宮」とはどこの宮か。通説は「難波小郡」とするが？
- 問題2 647年制定の「礼法」の内容は何か、『書紀』孝徳紀には記されない。
- 問題3「礼法（令）」は伊勢王の制定だが、「律令」は誰が作り、その内容は何か？

こうした疑問は『書紀』の「繰下げ盗用」の分析と考古学が解決します。



『書紀』編纂手法の真実—九州王朝の天子の事績を盗用しヤマトの天皇の事績に

『書紀』は「九州王朝の天子の事績を盗用し「34年繰下げ」て、天武・持統の事績とした

「34年繰下げ盗用」 白村江敗戦の翌年から『書紀』の末年まで「34年」

- ① 持統11年（697）が『書紀』の末年（持統天皇の譲位年）
- ② 白村江の敗戦年は天智2年（663）⇒697年（『書紀』末年）－663年＝34年

白村江敗戦前の倭国（九州王朝）の事績を天武・持統紀に取り込んだ

『書紀』編者は、白村江敗戦までの「倭国（九州王朝）」の天子「伊勢王」の事績を、まず

- ① 九州年号どうしの入れ替えで伊勢王の事績を「34年後」の持統紀に繰り下げた
⇒「九州年号白雉元年（652）を34年繰り下げ朱鳥元年（686）に、白鳳元年（661）を34年繰り下げ九州年号大化元年（695）に移す。（663⇒697・662⇒696・・・655⇒689・・・651⇒685、650⇒684・・・647⇒681・・・645⇒679・・・以下同様に638年⇒672年まで）
- ② 天武紀も順次「34年繰り下げ」、伊勢王の事績を天武・持統の事績に取り込んだ。
- ③ この繰り下げの対象範囲は伊勢王時代のみならず利歌彌多弗利の時代にまで及ぶ。

『書紀』は九州王朝の史書を「暦日干支」を生かして盗用した

『書紀』では記事に「暦日干支」が付されたうえ「月朔日干支」が「必ず」記される。（『書紀』（天武）二年春正月丁亥朔癸巳・・・など）中国史書に「月朔日干支」は無く、『古事記』にも無い。これは『書紀』編纂に際し、まず「月朔日干支」入りの「カレンダー」を作成し、九州王朝の史書の記事を「暦日干支」付きで「はめ込もうとする年次の当該月」に盗用するためと考えられる。

大和朝廷は九州王朝の史書を「禁書」として提出させ『書紀』を編纂しました。和銅元年(708)正月。山沢に亡命して禁書を挾蔵し、百日まで首せざれば、罪に復すること初の如くとす。



『書紀』年号・九州年号「34年繰り下げ」対照表

西 歴	天 皇	元 号	九州 年号	西 歴	天 皇	元 号	九州 年号
672			1	12	638		10
673	天		2	13	639	舒	11
674			3	14	640	明	12
675			4	15	641		13
676			5	16	642	皇	1
677			6	17	643	極	2
678			7	18	644		3
679			8	19	645		1
680	武		9	20	646	大	2
681			10	21	647	孝	3
682			11	22	648	化	4
683			12	23	649		5
684			13	朱 1	650		1
685			14	雀 2	651	德 白	2
686		朱鳥	1	1	652		3
687			1	2	653	雉	4
688			2	朱 3	654		5
689			3	4	655		1
690	持		4	5	656		2
691			5	鳥 6	657	齊	3
692			6	7	658		4
693	統		7	8	659		5
694			8	9	660	明	6
695			9	大 1	661		7
696			10	2	662	天	9
697			11	化 3	663	智	2

『古事記』（崇峻）壬子年十一月十三日崩・（推古）戊子年三月十五日癸丑日崩など
『旧唐書』（高祖）五月甲子高祖與威、君雅視事・・・六月甲申命太宗・・・秋七月壬子高祖率兵など

1、「飛鳥浄御原宮律令」は筑紫小郡宮で伊勢王が制定した

礼法を定めた「小郡宮」

通説は「難波小郡」とするが本拠の飛鳥でなく、難波遷都前の行宮で「律令」を作るのは不自然

- ①孝徳紀に「難波小郡宮」は無い（645年「難波長柄豊碕宮」、646年「子代行宮」、647年9月「蝦蟇行宮」10月「武庫行宮」、648年「難波碕宮」
- ②「礼法」に記す「南門・中庭・鐘楼があり、門内に役所がある宮」は、難波宮以前の難波に見当たらない。
（南門の外に、左右羅列（つらな）りて、日の初めて出づるときを候ひて、庭に就きて再拜みて、乃ち**庁**に侍れ。鍾の台は、**中庭**に起てよ）

筑紫に大郡・小郡があった

- ◆天武2年（673）11月壬申（21日）に、高麗の邯子・新羅の薩儒等に**筑紫の大郡**に饗たまふ。
- ◆持統3年（689）6月乙巳（24日）に、**筑紫の小郡**にして、新羅の弔使金道那等に設たまふ。

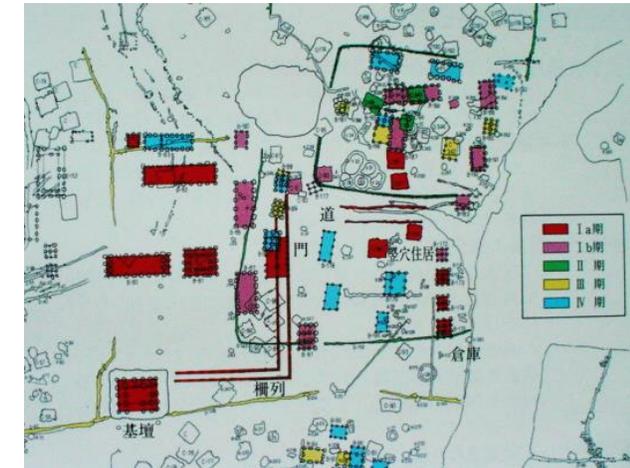
一方、筑紫小郡の**上岩田遺跡**には東西約18m、南北約15m、高さ約1m強の基壇と、**寺院の金堂とみられる瓦葺き建物**、及び柵列に囲まれる中には、規則正しく配置された建物群（東西23,4m×南北6m・東西16,8m×南北6,8mほか）の遺構が見つかり、筑後国府の建物より大型で、単なる「評衙」ではなく、**寺院と政庁（宮）を兼ねる、高い機能を備えた施設**と推測されている。

造営時期は、山田寺式軒丸瓦（単弁蓮華紋）の出土、及び天武7年（678）の筑紫大地震で倒壊した跡があることから、7世紀半ば（640年代）と考えられるが、この寺の名前は一切残っていない。**「小郡宮は寺院様式」・「高麗客を筑紫に饗へたまふ」とある**

（小郡市教育委員会） 柵列の内側は、大型の建物が方向を揃えて計画的に整然と造られ、公的な場となっていました。柵列の外側は竪穴住居などが造られ、役人たちの日常生活の場になっていました。

古田武彦 上岩田遺跡を「小郡の飛鳥」とする

上岩田遺跡は旧**御原郡**。井上廃寺や長者屋敷もあり井上地区の**浄水**が**長者堀**（幅20~30m）となり、その先に「**飛鳥**」（明治15年小字調査に「**御原郡 飛鳥**」）があった。そこから「政庁（宮）と寺の機能」を併せ持つ遺構は「**飛鳥浄御原宮**」、寺は「**飛鳥寺**」と呼ばれた可能性がある。（古田武彦『壬申大乱』）



2、天武11年の「跪礼・匍匐礼廃止立礼採用」は648年伊勢王の「礼法」の内容

跪礼・匍匐礼を改めたのは天武でなく伊勢王

「礼法」制定令は常色元年（648）

◆ ◆天武11年（682）9月壬辰（2日）の勅「今より以後、跪礼・匍匐礼並に止めよ。更に難波朝廷の立礼を用ゐよ」。⇒しかし孝徳紀に立礼を定めた記事は無い。もし天武11年記事なら、「難波宮時代に立礼を用いたのに、天武時代に跪礼・匍匐礼が復活していたことになるが、立礼廃止・跪礼・匍匐礼復活記事は齊明・天智・天武紀のどこにも見えない。これは、648年に伊勢王が「初めて跪礼・匍匐礼を禁止し、立礼を採用した記事」が682年に繰り下げられ、天武の事績とされた事を示す。

伊勢王は俾弥呼以来の九州王朝の礼「跪礼・匍匐礼」を「立礼」に改めた

『魏志倭人伝』には「下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝え事を説くには、或は蹲（うずくま）り或は跪き、両手は地に抛り、恭敬を為す。対応の声を噫という、比するに然諾の如し」と跪礼・匍匐礼の原型が記されている。
⇒これは「跪礼・匍匐礼」が邪馬壹国俾弥呼以来の伝統であったが、伊勢王はこれを648年に禁止し「立礼」に変えた事を示す。



「陶匍匐俑」（後漢魏晋南北朝。成都博物館蔵）

「飛鳥浄御原律令」は「天武が飛鳥浄御原宮で制定」したのではなく「伊勢王が筑紫小郡宮で制定」

天武11年（682）の「法式布告」記事が常色2年（648）から繰り下げられたものなら、天武11年11月の「律（刑法）」布告も同様に常色2年（648）の伊勢王の事績となる

◆天武11年（682）11月乙巳（16日）に詔して曰はく、「親王・諸王及び諸臣、庶民に至るまでに、悉に聴くべし。凡そ法を犯す者を糺弾（ただ）さむときには、或は禁省之中にも、或は朝廷之中にも、其の過失発らむ処にして、即ち隋見随聞（みるままきくま）にして、匿蔽（かく）すことなくして糺弾（ただ）せ。其の重き事犯しし者あらば、請すべきことは請せ。捕ふべきは捉へよ。若し対捍（こば）みて捕はれずは、当処の兵を起して捕へよ。杖の色（杖罪）に当らば、乃ち杖一百より以下、節級（しなじな）にして決（う）て。亦、犯しし状灼然（いちしろ）きを、欺きて無罪と言して、伏弁（うべな）はずして、争ひ訴へば、累ねて其の本罪に加へよ」とのたまふ。11

3、放生会を始めたのは天武でなく九州王朝の利歌彌多弗利

「放生会（*一般には「ほうじょうえ」、福岡では「ほうじょうや」）」は、中国で仏教經典（『無量寿経』『金光明経』『梵網経（ほんもうきょう）』ほか）に由来し天台宗の祖「智顛（538～597）」が魚放生として始めた、食された生物を供養するとともに、殺生を戒めるため魚や鳥獣を放す仏教行事で、我が国では古来春・秋に全国の寺社で、広く催されている。◆『梵網経』（鳩摩羅什344～413訳）◆「第三輕戒 食肉戒」若（なんじ）仏子**一切の肉は食うことを得ざれ**。肉を食わば無量の罪を得るに、もし故さらに食わば、輕垢罪（きょうくざい）を犯す。◆「第二十輕戒 不行放救戒」一切の地水は、これわが先の身、一切の火風は、これわが本体なるが故に、常に放生を行す。・**人に教えて放生せしめ、もし世人の畜生を殺すを見る時は、まさに方便して救護し、その苦難を解くべし**。◆『金光明経』（曇無讖（どんむせん）385～433訳）「流水長者子品第十六」流水長者（釈迦の前身）譚として池水の魚類救済が記される。「同・懺悔滅罪伝」**「養う所の鶏・猪・鷺・鴨、肉用の徒、みな悉く放生す。家々に肉を断じ、人々善念して屠行を立てず」**

宮崎宮の放生会



智顛の魚放生



・智顛は581年、天台山流出の河川で魚が多く殺されているのを見、衣や持ち物を売り、梁を買い取り、そこを放生の場所にした。そして、『金光明経』流水長者子品の説教をすると、漁民も無益な殺生を厭うようになり梁は廃止された。陳の宣帝は大変感動し、その流域を勅命で放生池と定め、これが中国における「放生会」の始まりとされる。

『書紀』と通説では「放生会」は天武が始めたとされる

『書紀』では天武4年（675）4月庚寅（17日）に、「殺生禁断詔」が発せられ、殺生を戒め肉食を禁止、翌年の天武5年（676）8月壬子（17日）に天武による「放生令」が出され、通説では、これが我が国における「放生会」の始まりとする。

◆**天武4年（675）4月庚寅（17日）に、諸国に詔して曰はく**、「今より以後、諸の漁獵する者を制（いさ）めて、檻奔（しあな・底に槍襖が敷いてある落とし穴）を造り、機槍（ふみはなち・機械仕掛けの槍で、いずれも動物を殺傷して捕獲する仕掛け）等の類を施（お）くこと莫（まな）。亦**4月の朔（1日）以後、9月30日より以前**に、比満沙伎理（ひみさきり）（*小魚まで獲る仕掛け）・梁（やな）を置くこと莫。且つ牛・馬・犬・猿・鶏の穴を食ふこと莫。以外は禁の例にあらず。若し犯すこと有らば罪せむ」とのたまふ。

◆**天武5年（676）8月壬子（17日）是の日に、諸国に詔して、放生（いきものはなた）しむ**。（同年）11月癸未（19日）に、京に近き諸国に詔して放生しむ。甲申（20日）に、使を四方国に遣して、金光明経・仁王経を説かしむ。

しかし、4月1日以降の禁令を4月17日に公布するのは不自然。また、この時期に放生会を始めた理由も不明。

天武天皇の実像(2)

—天武と九州王朝の天子たち—

- 1、
- 2、『書紀』の盗用手法
- 3、利歌彌多弗利の事績の盗用と「暦日干支」による「34年繰下げ」
- 4、



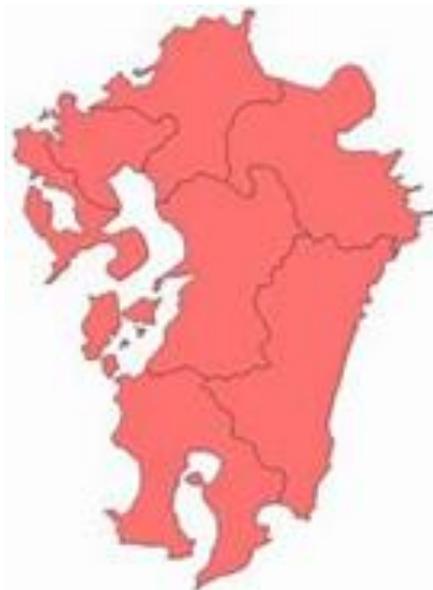
長屋親王宮紀大業十編



薩夜麻



郭務棕



天武 (大海人)



天武如來像

管崎宮の放生会



智顛の魚放生



『書紀』編纂手法-倭国 (九州王朝) の天子の事績を盗用しヤマトの天皇の事績に

『書紀』は「九州王朝の天子の事績を盗用し「34年繰下げ」て、天武・持統の事績とした

「34年繰下げ盗用」 白村江敗戦の翌年から『書紀』の末年まで「34年」

- ① 持統11年 (697) が『書紀』の末年 (持統天皇の譲位年)
- ② 白村江の敗戦年は天智2年 (663) ⇒ 697年 (『書紀』末年) - 663年 = 34年

白村江敗戦前の倭国 (九州王朝) の事績を天武・持統紀に取り込んだ

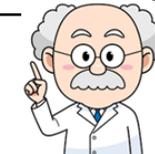
『書紀』編者は、白村江敗戦までの「倭国 (九州王朝) 」の天子「伊勢王」の事績を、まず

- ① 九州年号どうしの入れ替えで伊勢王の事績を「34年後」の持統紀に繰り下げた ⇒ 「九州年号白雉元年 (652) を34年繰り下げ朱鳥元年 (686) に、白鳳元年 (661) を34年繰り下げ九州年号大化元年 (695) に移す。(663⇒697・662⇒696・・・655⇒689・・・651⇒685、650⇒684・・・647⇒681・・・645⇒679・・・以下同様に638年⇒672年まで)
- ② 天武紀も順次「34年繰り下げ」、伊勢王の事績を天武・持統の事績に取り込んだ。
- ③ この繰り下げの対象範囲は伊勢王時代のみならず利歌彌多弗利の時代にまで及ぶ。

『書紀』は九州王朝の史書を「暦日干支」を生かして盗用した

『書紀』では記事に「暦日干支」が付されたうえ「月朔日干支」が「必ず」記される。(『書紀』(天武)二年春正月丁亥朔癸巳・・・など) 中国史書に「月朔日干支」は無く、『古事記』にも無い。これは『書紀』編纂に際し、まず「月朔日干支」入りの「カレンダー」を作成し、九州王朝の史書の記事を「暦日干支」付きで「はめ込もうとする年次の当該月」に盗用するためと考えられる。

大和朝廷は九州王朝の史書を「禁書」として提出させ『書紀』を編纂しました。和銅元年(708)正月。山沢に亡命して禁書を挾蔵し、百日まで首せざれば、罪に復すること初の如くとす。



『書紀』年号・九州年号「34年繰り下げ」対照表

西 歴	天 皇	元 号	九州 年号	西 歴	天 皇	元 号	九州 年号
672			1	12	638		10
673	天		2	13	639	舒	11
674			3	14	640	明	12
675			4	15	641		13
676			5	16	642	皇	1
677			6	17	643	極	2
678			7	18	644		3
679			8	19	645		1
680	武		9	20	646	大	2
681			10	21	647	孝	3
682			11	22	648	化	4
683			12	23	649		5
684			13	1	650		1
685			14	2	651	徳	2
686		朱鳥	1	1	652		3
687			1	2	653	雉	4
688			2	3	654		5
689			3	4	655		1
690	持		4	5	656		2
691			5	6	657	齊	3
692			6	7	658		4
693	統		7	8	659		5
694			8	9	660	明	6
695			9	1	661		7
696			10	2	662	天	9
697			11	3	663	智	2

『古事記』(崇峻) 壬子年十一月十三日崩・(推古) 戊子年三月十五日癸丑日崩など
『旧唐書』(高祖) 五月甲子高祖與威、君雅視事・・・六月甲申命太宗・・・秋七月壬子高祖率兵など

利歌彌多弗利の事績の盗用 1 –放生会を始めたのは天武でなく利歌彌多弗利

「放生会（*一般には「ほうじょうえ」、福岡では「ほうじょうや）」は、中国で仏教經典（『無量寿経』『金光明経』『梵網経（ほんもうきょう）』ほか）に由来し天台宗の祖「智顛（538～597）」が魚放生として始めた、食された生物を供養するとともに、殺生を戒めるため魚や鳥獣を放す仏教行事で、我が国では古来春・秋に全国の寺社で、広く催されている。◆『梵網経』（鳩摩羅什344～413訳）◆「第三輕戒 食肉戒」若（なんじ）仏子一切の肉は食うことを得ざれ。肉を食わば無量の罪を得るに、もし故さらに食わば、輕垢罪（きょうくざい）を犯す。◆「第二十輕戒 不行放救戒」一切の地水は、これわが先の身、一切の火風は、これわが本体なるが故に、常に放生を行す。・・人に教えて放生せしめ、もし世人の畜生を殺すを見る時は、まさに方便して救護し、その苦難を解くべし。◆『金光明経』（曇無讖（どんむせん）385～433訳）「流水長者子品第十六」流水長者（釈迦の前身）譚として池水の魚類救済が記される。「同・懺悔滅罪伝」「養う所の鶏・猪・鷺・鴨、肉用の徒、みな悉く放生す。家々に肉を断じ、人々善念して屠行を立てず」

宮崎宮の放生会



智顛の魚放生



・智顛は581年、天台山流出の河川で魚が多く殺されているのを見、衣や持ち物を売り、梁を買い取り、そこを放生の場所にした。そして、『金光明経』流水長者子品の説教をすると、漁民も無益な殺生を厭うようになり梁は廃止された。陳の宣帝は大変感動し、その流域を勅命で放生池と定め、これが中国における「放生会」の始まりとされる。

『書紀』と通説では「放生会」は天武が始めたとされる

『書紀』では天武4年（675）4月庚寅（17日）に、「殺生禁断詔」が発せられ、殺生を戒め肉食を禁止、翌年の天武5年（676）8月壬子（17日）に天武による「放生令」が出され、通説では、これが我が国における「放生会」の始まりとする。

◆天武4年（675）4月庚寅（17日）に、諸国に詔して曰はく、「今より以後、諸の漁獵する者を制（いさ）めて、檻奔（しあな・底に槍襖が敷いてある落とし穴）を造り、機槍（ふみはなち・機械仕掛けの槍で、いずれも動物を殺傷して捕獲する仕掛け）等の類を施（お）くこと莫（まな）。亦4月の朔（1日）以後、9月30日より以前に、比満沙伎理（ひみさきり）（*小魚まで獲る仕掛け）・梁（やな）を置くこと莫。且つ牛・馬・犬・猿・鶏の穴を食ふこと莫。以外は禁の例にあらず。若し犯すこと有らば罪せむ」とのたまふ。

◆天武5年（676）8月壬子（17日）是の日に、諸国に詔して、放生（いきものはなた）しむ。（同年）11月癸未（19日）に、京に近き諸国に詔して放生しむ。甲申（20日）に、使を四方国に遣して、金光明経・仁王経を説かしむ。

しかし、4月1日以降の禁令を4月17日に公布するのは不自然。また、この時期に放生会を始めた理由も不明。

「六斎日」を定め、殺生禁断を天下に勅したのは多利思北孤と利歌彌多弗利

聖徳太子が「六斎日」を定め、殺生禁断を天下に勅した

【六斎日】インド・中国の思想で、人間の寿命をつかさどる天神や帝釈天が人間の行為を観察する日とされ、地獄に落ちないために特に身をつつしみ持戒清浄であるべき日と定められた六カ日。我が国では578年に聖徳太子が定めたとする。



『聖徳太子伝暦』敏達7年戊戌（578）「**8日・14日・15日・23日・29日・30日を六斎日**と定め、殺生禁断を天下に勅す。」

『聖徳太子伝記』『歳序次第（*見出し）』「太子7歳戊戌（578）、経論を披見し、六斎日の殺生を禁断す。」

『扶桑略記』「（敏達）7年戊戌（578）春2月、耳聡王子。年纔（わずか）七歳。焼香披見数百経論。奏曰。黒月。白月。各八十四五日。是為六齋。」（*「黒月白月各八十四五日」とは「黒月（満月の翌日から新月）。白月（新月の翌日から満月）。各八日、十四日、十五日」の事）

放生会を記す『無量寿経』などを含む一切経の伝来は639年、説法は640年（命長元年）

隋代は「放生会」を行った智顛が中国仏教の第一人者。多利思北孤が隋に派遣した学問僧惠隠らが639年に唐より帰国一切経を齎し、640年（命長元年）無量寿経が説法された。「無量寿（寿命限りなし）」=「命長」で無量寿経説法は利歌彌多弗利の事績

◆『二中歴』僧要（635～639）「唐より一切経（仏教経典全部をいう。『大蔵経』とも。）三千余巻渡る」

◆『書紀』舒明11年（639）秋9月に、大唐学問僧惠隠・惠雲、新羅の送使に従ひて京に入る。

◆舒明12年（640・命長元年）5月辛丑（5日）に、大きに設齋す。因りて、惠隠僧を請せて、無量寿経を説かしむ。

ところが『書紀』は天武2年（673）に「始めて一切経を写した」と記す（*天武2年（673）3月是月、書生を聚へて、始めて一切経を川原寺に写したまふ。）一方白雉2年（651）に二千一百余の僧尼による一切経の大説法があり（*白雉2年（651）冬12月の晦に、味経宮に、二千一百余の僧尼を請せて、一切経を読ませむ。）それまでに多数の写経が行われていたことになる。673年の34年前は639年の一切経伝来年なので天武2年（673）の写経は639年の利歌彌多弗利の事績となろう。

私が隋に派遣した僧が唐より帰国し一切経を齎したのです。



仏典（一切経）にもとづく675年の「殺生禁断詔」や676年の「放生会開始」も34年前の641年・642年のこと 11

「34年繰下げ」と「暦日干支」が殺生禁断と放生会開始の謎を解く

実際の「殺生禁断令」は利歌彌多弗利時代の「命長2年（641）3月末日29日の六斎日」に発布された

①675年「4月1日以降の禁令」を「4月17日に公布」するのは不自然。また、676年8月17日に放生会を始めた理由は不明。
⇒天武2年（673）の一切経書写記事同様に、「34年繰下げ」られたものなら、元は641年（命長2年）の記事。そして、641年4月に「庚寅」の日は無く、3月（*29日までの小の月）「庚寅（29日）」となり、これは3月の末日で、かつ「六斎日」にあたる。つまり、4月1日から実施される「殺生禁断令」を、前日の3月の末日、29日の「六斎日」に発布したことになる。

*なお、675年4月戊寅（5日）に、「僧尼二千四百余を請せて、大きに設齋す」とあるが、641年では3月「戊寅（17日）」となる。『観無量寿経』には「大乘を誦誦し、行者を勧進する」ことが往生の要の「浄業」だとする。「大設齋」はこれにあたり、3月29日の「殺生禁断令」発布の前段行事に相応しい仏教行事になる。

「放生令」は命長3年（642）8月末日29日の「六斎日」に発布

②諸国に「放生令」が発布された天武5年（676）8月「壬子（17日）」は、34年前の642年（命長3年）では8月（*小の月）「壬子（29日）」で、これも「8月末日の六斎日」となる。

③また、京に近い諸国で「放生会」が実施された同年11月「癸未」（19日）は、34年前の642年の11月には無く10月「癸未（1日）」となる。つまり、9月30日までの殺生禁断令が解除された日に、以後殺害され食される生き物の供養のため「放生会」が行われたことになる。

（8月末日の放生令は諸国に放生会の準備をさせ、以後1月かけ令の周知・徹底と準備をおこない10月1日に実施したのでは）

『書紀』編纂における「繰下げ盗用」の手法

天武紀の殺生禁断令・放生令・放生会記事を「34年繰下げ」られたものと考え、「暦日干支」を検討すれば、聖徳太子の「六斎日の殺生禁断を天下に勅す」と整合するうえ、①「4月1日以降の禁令」を「4月17日に公布」する不自然さも解消し、②中国で放生会の起原となった経典の渡来時期とも一致する。同時に、

これは『書紀』が九州王朝の事績記事を「暦日干支」ごと盗用し「天武の事績とした」ことを示している。



利歌彌多弗利の事績の盗用 2 – 利歌彌多弗利と王後の崩御記事の盗用

天武9年（680）11月の「天皇・皇后の病氣平癒」

『書紀』天武9年（680）11月に皇后と天皇が相次いで病にかかったが、法要の功力ですぐ回復した記事。

『書紀』天武9年（680）11月癸未(12日)に、皇后、体不^{みやまひ}予^{たまふ}。則ち皇后の為に誓願(ちか)ひて、初めて薬師寺を興つ。仍りて一百僧を渡(いへで)せしむ。是に由りて安平(い)ゆることを得たまへり。是の日に、罪を赦す。丁酉(26日)に、天皇、病したまふ。因りて一百僧を渡せしむ。俄(しばらく)ありて愈えぬ。辛丑(30日)に、臘子鳥(あと)天を蔽(かく)して東南より飛び、西北に渡れり。

①書紀で天皇・皇后が「病氣になったがすぐ治った」記事は異例。②短期間の連続発病は重篤(上宮法皇と王後の連続した崩御は天然痘が原因と考えられ、これと同等の病状が考えられる) ③「臘子鳥天を蔽」記事は筑紫大地震の「凶兆」④持続の病はすぐ平癒したのに、病平癒の為に薬師寺を建立したとするのは不自然。

◆「善光寺縁起集註」
御使 黒木臣 名号称揚七
日巳 此斯為報廣大恩 仰
願本師彌陀尊 助我濟度常
護念 命長七年丙子二月十
三日 進上 本師如来寶前
斑鳩既戸勝鬘 上

「善光寺文書」に680年の34年前命長7年（646）に天子の臨終を示す願文が存在

斑鳩既戸勝鬘とあるが、621年崩御の「厩戸皇子」のはずはなく、多利思北孤の次代の九州王朝の天子利歌彌多弗利が「命長」7年（646）に重病に陥り、崩御し「常色」と改元されたのではないか。

⇒646年の利歌彌多弗利崩御が34年後の680に繰り下げられたのなら様々な不自然さが解消し、「勝鬘」は婦人を示すから皇后も病に斃れたなら680年記事とも整合。（利歌彌多弗利在位中に「聖徳」年号があり、利歌彌多弗利もまた聖徳太子のモデルとなったと考えられる。）

天武10年（681）に「幣帛頒布・寺社修理・大祓・祭礼法要」記事が存在

天武10年に法要等の理由なし

①天武10年（681）正月壬申（2日）幣帛を諸神祇に頒つ。己丑（19日）、畿内及び諸国に詔して、天社地社の神の宮を修理(おさめつく)らしむ。⇒34年前『赤淵宮神淵寺』常色元年（647）六月十五日在遷宮為修理祭礼。五月己卯（11日）、皇祖の御魂を祭る。閏七月壬子（15日）皇后誓願し、大きに齊(をがみ)し、経を京内の諸寺に説かしむ（皇祖が誰か不明）

常色元年（647）の伊勢王による前年崩御の利歌彌多弗利の法要が34年後に遷されていた